

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20		府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	原子力発電施設解体準備金の見直し		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気事業法（昭和39年法律170号）に規定する一般電気事業又は卸電気事業を営む法人が、各事業年度において、特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 当該事業年度の積立限度額の計算式は次のとおり（生産高比例法） 積立限度額 ＝（当該事業年度終了日における解体費用の総見積額×90/100×同日の累積発電量割合） －（前事業年度終了日における解体費用の総見積額×90/100×同日の累積発電量割合）</p> <p>※累積発電量割合 ＝発電開始日から当該事業年度終了日までの間に発生した電気の量 ----- 発電予定期間（40年）において平均稼働率76%で運転した場合に発生すると見込まれる電気の量 （認可出力×266,304時間）</p> <p>※総見積額に変更がなく、稼働率76%で運転した場合の簡略式 積立額＝総見積額×0.9×1/40</p> <p>・特例措置の内容 原子力発電施設解体準備金の積立方法を、現行の生産高比例法から、原則50年定額法に変更することが認められた場合、法人住民税法人税割（又は個人住民税所得割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の4及び第68条の54において措置された場合、国税との自動連動を図る）</p> <p>積立額 ＝（総見積額－既積立総額）×1/運転開始日から50年目までの残存年数</p> <p>※総見積額に変更がない場合の簡略式 積立額＝総見積額×0.9×1/50</p> <p>※早期に廃炉となる等の理由によって安全貯蔵期間（運転終了時から本格的な解体が始まる時までの期間）の終了時点が運転開始から50年未満となる場合は、「運転開始日から50年目までの残存年数」は「運転開始から安全貯蔵期間の終了時点まで」と読み替えて適用する。</p> <p>なお、原子力発電所を巡る規制環境の変化や、廃止措置に対する社会の要求が変化していることを踏まえ、「電事法第9条1項の規定による原子炉の運転の廃止の届出を行った日から、1年以内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合には、当該特定原子力発電施設にかかる解体準備金を取り崩して益金に算入する規定」も合わせて見直すこととする。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
減収見込額	[初年度] —（▲34）	[平年度] —（▲34）	（単位：百万円）
	[改正増減収額] —		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 原子力発電所の解体費用を着実に事前に積み立てることにより、安全・確実な解体を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行制度の生産高比例法は、原子力発電所の将来の稼働状況についてある程度予測することが可能なこと、すなわち、平均的に発生すると見込まれる発電量を合理的に設定することができることを前提としている。 しかし、本年7月にバックフィット制度の導入をはじめとする新たな規制が導入されたことに伴い、平均的に発生すると見込まれる発電量の設定が困難となった。 したがって、生産高比例法を今後も採用し続けることは困難であることから、積立方法を変更する必要がある。 また、新たな規制の導入によって、十分な積み立てができずに40年よりも早期に運転終了となる原子力発電所が今後出てくることが考えられる状況。 したがって、十分な積み立てを確保するために、積立期間を変更する必要がある。 また、現行制度では、電気事業法第9条1項の規定による原子炉の運転の廃止の届出を行った日から、1年以内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合には、当該特定原子力発電施設にかかる解体準備金を取り崩して益金に算入することとなっている。 しかし、平成24年9月に原子力規制委員会が発足するなど、解体準備金の制度創設時とは解体に係る社会的要請が変化してきている。廃止措置の実施には、廃止措置計画の認可が必要であり、原子力規制委員会の認可には必要かつ十分な審査期間が必要であるところ、事業者として運転廃止の届出日から1年以内の解体着手が困難な状況となっている。 したがって、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体について、安全・確実な実施を推進するため、規定を見直す必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	安定供給の確保を十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、財務基盤を損なうことなく、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 (3. 資源エネルギー・環境政策)
	政策の達成目標	上記政策目的の下、原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展と安定に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	現在、解体に着手している3基については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、財務基盤を損なうような負担を生じることなく円滑に解体を行っている。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数:原子力発電施設50基 適用事業者:一般電気事業者、卸電気事業者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金の確保に寄与。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	特定原子力発電施設の解体費用は、原子力事業者の責任で行われるべきものであることから、原子力発電所が稼働中に当該費用の確保に努めることが重要であり、積立金を損金扱いにできる税制上の支援措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
	ページ	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用件数:原子力発電施設50基(平成24年度) 適用事業者:一般電気事業者9者、卸電気事業者1者</p>								
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>道府県民税</td> <td>282,188</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>578,696</td> </tr> <tr> <td>市町村民税</td> <td>694,183</td> </tr> <tr> <td>地方特別法人税</td> <td>734,842</td> </tr> </table>	道府県民税	282,188	事業税	578,696	市町村民税	694,183	地方特別法人税	734,842
道府県民税	282,188								
事業税	578,696								
市町村民税	694,183								
地方特別法人税	734,842								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展と安定に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。</p>								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成2年度 創設 平成8年度 設備利用率見直し(70%→73%、平成8年度は71%) 平成10年度 設備利用率の見直し(73%→75%) 平成12年度 対象に解体放射性廃棄物処理処分費用を追加し、解体費用総額に占める原子力発電所固有の比率を見直し(85%→90%)たうえ、年数を見直し(27年→40年) 平成15年度 設備利用率の見直し(75%→76%) 平成20年度 対象に放射性廃棄物の放射能濃度の測定及び評価のための費用を追加</p>								
<p>ページ</p>	<p>—</p>								